

# 利用許諾条項

## (利用許諾)

- (1) 一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「協会」という。）は、CM配信用録音利用申込書（以下「利用申込書」という。）を提出した申込者に対し、請求日時点においてCM配信用録音を協会が管理する音楽著作物（以下「管理著作物」という。）を、日本国内で配信することを条件として申込書記載の範囲内においてCM配信用録音利用することを許諾します。この場合、協会は、申込者に対して、CM配信用録音利用許諾書（以下「利用許諾書」という。）を交付します。但し、申込者は、当該CMを配信する場合は配信に係る利用手続きを、放送する場合はCM放送用録音およびCM放送に係る利用手続きを本利用許諾とは別に行うものとします。
- (2) 前項の利用許諾に係る管理著作物は、協会が利用者に交付する利用許諾書の作品名の欄にJASRACと表示されたものに限定されます。
- (3) 第三者が製作した音源を利用する場合は、申込者の責任において、当該音源製作者の利用許諾を得るものとします。
- (4) 本利用許諾の映像を伴う録音利用には、歌詞または楽譜の可視的な固定を含むものとします。
- (5) 本利用許諾は、いかなる意味においても管理著作物に係る権利の譲渡は含みません。
- (6) 申込者は、本利用許諾に基づく権利を他に貸与または譲渡することはできません。
- (7) 申込者が申込書類の記載内容を変更する場合は、直ちに書面をもって協会に通知し、協会の承認を得るものとします。

## (著作物使用料)

- (1) 申込者が本利用許諾に基づき支払う著作物使用料は、協会の使用料規程に基づく額とします。
- (2) 申込者は、前項の著作物使用料を、請求書の発行日より30日以内に、協会事務所に持参または送金して支払うものとします。
- (3) 申込者は、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、申込と同時に著作物使用料を前納するものとします。
  - ① 利用申込の日の前6ヵ月以内に著作物使用料の支払遅滞等利用許諾条項違反がある場合
  - ② 利用許諾条項の確実な履行を担保するため、協会が必要と判断する場合

## (著作者人格権)

3. 申込者は、管理著作物の利用にあたり、著作者の意に反してその著作物若しくは題号の変更、切除その他の改変をし、または著作者の名誉若しくは声望を害するなどして著作者人格権を侵害しないよう留意するものとします。

## (連帯保証人)

- (1) 申込者は、利用許諾条項の確実な履行を担保するために協会が必要と認めた場合、利用申込に際し、連帯保証人を協会所定の書面をもって協会に届け出るものとします。
- (2) 連帯保証人は、申込者の金銭債務の支払いを連帯して保証するものとし、協会より当該債務の履行の請求を受けたときは、直ちに支払うものとします。

## (違約金)

5. 申込者が本利用許諾条項に違反した場合には、協会は申込者に対して、著作物使用料のほかに当該使用料の20/100の額を違約金として請求できるものとし、申込者はこれを支払わなければならないものとします。この場合において、違反事項が協会以外の者に対する権利侵害を発生させたときは、申込者はその責を負うものとします。

## (申込の取消)

6. 製作の中止その他の理由による申込の取消は、配信開始日の前日までに申込者が文書により申し入れ、協会がこれを承認したときに限り認められるものとし、この場合において、著作物使用料が支払済であることを協会が確認したときは、これを申込者に返金するものとします。

## (許諾の取消)

7. (1) 協会は、申込者が本利用許諾条項に違反した場合、申込者に対し、催告することなく直ちに文書により本利用許諾を取り消すことができるものとします。
  - (2) 請求日時点において、申込者が録音利用した著作物が管理著作物でなかった場合は、本利用許諾は当初からなかったものとします。

## (個人情報利用目的)

8. 協会が取得した申込者の個人情報は、次の(1)、(2)のために必要な範囲以外では利用いたしません。
  - (1) 音楽著作物の著作権管理事業における利用許諾業務、著作物使用料徴収業務、著作物使用料・私的録音録画補償金等分配業務、調査研究及び刊行物の送付その他の広報
  - (2) 音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報ただし、上記利用目的の達成のために必要な範囲で第三者に提供する場合があります。

## (合意管轄)

9. 本利用許諾に関する紛争については、協会本部の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。